平成２７年（フ）第２８７号
長崎県西彼杵郡長与町まなび野３丁目４番地２　イーストコート尾上102号
債務者　加藤　義浩
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
熊本市北区楠４丁目10番32号　アレグリアⅡ202
債務者　田添　咲子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６６５号
仙台市若林区畳屋丁38番地の２　ソレイユ101、従前の住所仙台市若林区連坊２丁目３番45―603号
債務者　伊藤　朝陽
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１号
秋田県横手市大雄字三村284番地４　大谷地団地１号棟５号室
債務者　佐々木加奈子（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１９９０号
名古屋市東区芳野３丁目２番21号　アズ・ロワイヤル芳野６Ａ号
債務者　錦織　聖子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５８号
京都府向日市寺戸町瓜生13番地の３　瓜生ハイツ301、前住所京都市南区久世殿城町61番地の66
債務者　村上スミ子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２８号
京都市右京区西京極堤外町１番地９　ブルク104
債務者　野﨑　真澄（旧姓連石）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３４号
京都府宇治市宇治池森44番地の９
債務者　大野　裕子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５３号
京都府京田辺市東西神屋56番地３　パーパス21　108
債務者　山口　一雄
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５８号
京都市下京区黒門通仏光寺下る今大黒町211番地　スタジオ大京３Ｃ
債務者　松村邦英こと　全　　邦英
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
京都市伏見区向島上林町35番地50
債務者　小林美加子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
京都市南区吉祥院東前田町13番地　セジュールエスポアール102
債務者　竹岡　悦子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
京都市山科区大宅坂ノ辻町40番地18
債務者　古川　正明
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
函館市千代台町31番10号
債務者　白鳥美千代
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４９２１号
大阪府枚方市走谷２丁目17番６号
債務者　神戸川多加志
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３５０号
大阪府東大阪市若江本町２丁目４番15号、前住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目３番33号
債務者　ヘアーサロンマイルドこと　西脇　行雄
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４１４号
大阪市平野区平野馬場２丁目５番13号　サンウッズ603
債務者　石谷　友嗣
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部